

2016年度
関西学院大学ロースクール
C日程入試二次募集

一般入試（法学既修者）

民法問題

《12:30～14:00》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民 法 問 題】

以下の事例を読み各設問に答えなさい。

Yは、自己の所有する甲土地上の平屋の建物に居住している。建物自体は10年前に自ら建築したものであるが、甲土地は先祖代々受け継がれてきたものであり、YもYの父親Aから相続により承継したものである。ある日、Xが現れ、Yに対して、甲土地はXのものであるから建物を撤去して甲土地をXに明け渡すよう求めた。そこでXに詳しく話を聞いてみると、以下の各設問のそれぞれの事情がわかった。なお、以下のそれぞれの設問は全く関連がなく別の事案とする。

〔設問1〕

甲土地の登記名義は、Yが父親Aから相続した際にY名義に変更するつもりであったが、経済的な事情等により断念し、A名義のままにしておいた。ところが、Aの死亡直後にAからB名義に変更されており、XはそのBから甲土地を購入した。さらに詳しく調べると、BがAの印鑑および登記名義変更に必要な書類を偽造し、Yが全く知らない間に登記名義をB名義に変更していた。Xは、Bが甲土地の所有者であると信じて甲土地を買い受けた。

以上の事情のもと、Xの甲土地についての建物収去土地明渡請求は認められるか論じなさい。

〔設問2〕

甲土地の登記名義は、Yが父親Aから相続した際にY名義に変更していた。最近になり、Yは株取引に失敗し、総額1000万円の負債をかかえていた。Yは、このままでは、先祖代々受け継いできた甲土地も債権者に差し押さえられてしまうと考え、友人で不動産取引に精通しているDに相談したところ、甲土地の登記名義だけD名義に変更しておけば、債権者に差し押さえられることはないと言われた。そこで、Yは、D名義に甲土地の登記名義を変更した。XはDから甲土地を買い受けたのであるが、XはYD間の上記事情のことは知らなかった。ただし、X自身も不動産取引に精通しているにもかかわらず、現地を調査することなど一切せずに、ただDの話信じて甲土地を買い受けたという事情があった。

以上の事情のもと、Xの甲土地についての建物収去土地明渡請求は認められるか論じなさい。

以 上